



神医 FAXニュース

第491号

編集・発行 神奈川県医師会

毎月第1・第3水曜日発行

TEL.045-241-7000

FAX.045-241-1464

インターネットホームページ
http://www.kanagawa.med.or.jp

医療機関等への更なる支援を 加藤厚労大臣に要望

—横倉会長—

横倉義武会長は6月9日、今村聡副会長、小玉弘之・釜沼敏両常任理事と共に、厚生労働省を訪れ、橋本岳厚労副大臣、自見はなこ厚労大臣政務官同席の下、加藤勝信厚労大臣と会談を行い、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況が続いている医療機関等に対して更なる支援を求める要望書を手交した。

横倉会長は、まず、令和2年度第二次補正予算案に医療従事者、医療機関に対する支援が盛り込まれたことに感謝の意を表明。その一方で、(1)新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関では、重症・中等症の診療報酬が3倍に引き上げられる対応がなされたものの、今もなお、経営が悪化し、苦しい状況に置かれている、(2)新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていない、地域において面で支えている医療機関においても、医療機関内の動線の見直しや待合室の密集回避(レイアウト変更や予約システムの導入)、頻回の消毒等、これまでの感染症予防策とは異なる対応を実施している一ことなどを説明。「更なる対応として、概算払いや診療報酬の上乗せ措置等の実施をお願いしたい」と述べた。

更に、横倉会長は、第二次補正予算案で計上された10兆円の予備費における5兆円のうちの約2兆円は医療提供体制等の強化に充てられることを麻生財務大臣が6月8日の財政演説で触れたことにも言及し、使途の定まっていない残り5兆円の予備費についても医療機関等、医療への更なる支援に充てることを求めた。

これらの要望に対して、加藤厚労大臣は、「地域医療を守るためにもやるべきことはやらなければならない」として、一定の理解を示した。

また、横倉会長が「新型コロナウイルス感染症の影響によって人々の生活が変わることで、受療行動も変わってくるのではないかと。これに合わせて、診療報酬体系も今のままで良いのか考える必要がある」と指摘したことに対しては、「診療報酬体系の見直しに関しては、短期、そして中長期に分けて考える必要があるのではないかと」の考えを示した。【日医君だよりNo.357】

AMDA国際医療情報センター新型コロナウイルス感染症多言語相談窓口事業の支援結果について

—松本常任理事—

松本吉郎常任理事は6月3日に記者会見を行い、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、日本に居住・滞在する外国人の方々への医療相談や電話医療通訳などに対応してきたAMDA国際医療情報センター(以下、AMDA)に対する日医の支援について、その期間が終了したことを報告するとともに、本支援期間における相談状況等について説明した。

本支援は、4月10日～5月20日の期間、対応時間・回線を拡大して多言語での相談窓口を開設することで、相談者に適切かつ必要な情報を提供し、適正な受診につなぎ相談者の不安を解消することで、保健所、医療機関等の負担軽減に寄与することを目的として実施したものである。

同常任理事は支援結果の概要について、(1)相談件数644件、55

の国籍の方々からの相談があり、国籍別では中国18.2%、フィリピン11.2%、アメリカ4.7%、都道府県別では、東京都32.7%、神奈川県11.8%、大阪府7.1%の順に相談が多かった、(2)相談の内訳としては、「コロナの症状あり」が44.7%、「コロナの症状なし」が9.2%の他、通訳の希望や仕事や生活、助成金など医療以外の相談も寄せられた一ことを説明。その他、PCR検査の必要性に関する保健所の判断を相談者に伝え、必要に応じて受診医療機関を探し案内した事例や、「PCR検査がなぜ受けられないのか」といった質問も多く寄せられ、日本の対応方針への理解を得ることが難しかったとの報告もあったとした。

また、日医及びAMDAに対して、各国大使館への事業紹介や外国人への情報提供のためなど、多数の自治体やマスコミ等から本事業についての情報掲載の依頼があったこと、感謝の言葉が寄せられたこと、AMDA理事長から「多くの外国人相談者や同センターの外国人電話相談員からの感謝の声が寄せられた。日医が災害弱者になりやすい外国人の方々を忘れることなく支援して頂いたことには大きな意義があった」と日医に対する謝意の言葉があったことについても紹介した。

その上で、同常任理事は今回の支援を振り返り、「このような支援を行うことで、インターネットや口コミなどの情報が錯綜する中で、その時点での最新情報を整理し、的確な情報提供を行うことができたのではないかと。外国人だから排除されるとの誤解を解消する効果もあったと思う」とその意義を強調。今後も外国人の方々に安心してもらえるような情報提供を行っていく考えを示した。

【日医君だよりNo.354】

4月の入院外総点数、病院5%減・診療所17%減に

—日医調査—

日本医師会は10日の会見で、4月分の実績を新たに加えた「新型コロナウイルス対応下での医業経営状況等アンケート調査」の結果を公表した。5月の会見で公表した3月診療分に続く2回目の調査で、入院外総点数は前年同月比で病院が5.0%減、診療所は17.0%減と大幅に減少。3月と比べても減少幅はさらに大きくなった。

診療所診療科別で4月の入院外総点数を見ると、前年同月比で最も減少幅が大きかったのは小児科で39.2%減、次が耳鼻咽喉科の36.6%減だった。

4月の初診料の算定回数は、前年同月に比べて病院で38.3%減、診療所で40.0%減だった。いずれも3月より悪化。特に病院は3月の19.6%減から前年同月比の悪化幅が倍増した。

4月の再診料算定回数は、前年同月比で病院が11.8%減、診療所が14.0%減だった。電話等再診は、これまで特に病院ではほとんど実施されていなかったが、4月に入って大幅に増加。再診料または外来診療料算定回数に占める電話等再診の算定割合は、病院で2.12%、診療所で1.69%だった。

無床診療所を対象に、固定費の変動がないなど一定の条件を置いて経営への影響も試算。医業利益は4月単月で100万円の赤字となる影響があった。「すでに院長の給与を含む固定費削減が断行されているものと推察され、その結果、計算上の赤字幅はやや圧縮されている可能性もある」と考察している。

会見した松本吉郎常任理事は「大変、厳しい結果が示されたと認識している」と述べ、5月診療分についても調査をする方針を示した。

メディファクス6/11

最	旬	医	界	
		情		報

医療従事者慰労金、来週にも支給要件通知へ

－「10日以上勤務」など－

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に対応した医療従事者などに交付する慰労金について、来週中にも支給要件等を整理した運用通知などを発出する見通しだ。都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に支給する要件として、その都道府県で「新型コロナ患者1例目発生日または受け入れ日」のいずれか早い日から6月30日までの間に「10日以上勤務」を設定する方向だ。11日に開かれた公明党・厚生労働部会（高木美智代部会長）で慰労金交付事業の概要を報告した。

●1日当たり勤務時間は問わず、複数事業所勤務は合算で

厚生労働省の説明によると、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業では、各都道府県での新型コロナ患者1例目発生日または受け入れ日のいずれか早い日から6月30日までの間に10日以上勤務を要件とする。受け入れ日には新型コロナに関連したチャーター便やクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号からの患者を受け入れた日も含める。10日以上勤務の解釈では、1日当たりの勤務時間は問わないほか、複数事業所で勤務した場合は合算して計算する。

こうした要件を満たし、都道府県から役割を設定された医療機関等（重点医療機関、新型コロナ患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等）のうち、実際に新型コロナ患者への診療を行った医療機関に従事している場合は20万円を給付し、それ以外の医療機関は10万円を支給する。そのほかの病院や診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員には5万円を支給する。

●有料老人ホーム、サ高住なども対象に

介護向け慰労金では、介護保険の全サービスに加え、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどに勤務し、利用者や接する職員も対象とする。「感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所で利用者や接する職員」では医療同様、対象期間中に「10日以上勤務」などの要件を設定。通所・施設系では感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合に、訪問系では感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合、20万円が支給される見通しだ。

高木部会長によると、部会では出席者から「例えば、PCRセンターで1日、診療所で9日従事した場合はどうなるのか」「PCRセンターにその日患者が来なかった場合はどうか」など詳細な質問が出た。これに対し厚生労働省は、現在、慰労金交付事業の実施要項を検討しており、来週にも運用通知等を出す方向で調整していると回答した。

メディアファクス6/12

医療人材確保で新設サイトの活用を呼び掛け

－厚生労働省、登録はG-MISで－

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として医療人材確保を進めるため、全国の医療機関等の人材募集情報を掲載するWebサイト「医療のお仕事Key-Net」を開設する。今月中旬にも本格的に運用する方針で、全国の医療機関に対し、人材募集情報などを登録するよう呼び掛けている。登録は「新型コロナウイルス感染情報支援システム」(G-MIS)を通じて行う。手数料はかからない。Webサイト開設を含めた医療人材確保の取り組みは、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部と内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室が連携し、地域での緊急的な医療人材等の確保を促進する「緊急医療人材等確保促進プラン」として実施する。5月29日から募集情報の収集を開始している。

「医療のお仕事Key-Net」は、医療機関の人材募集情報と求職者のマッチングを行うWebサイトで、医療機関から受け付けた人材募集情報を求職者に向けて公開する。サイト上で、人材募集情報を閲覧した求職者からの問い合わせ・応募への対応、オンラインでの面接などができるのが特徴。新型コロナ感染症対策のため、短期間の応援職員の確保でも活用できるほか、ハローワークでの求人と並行しても利用できる。

厚生労働省は「民間職業紹介事業者から、企業の社会貢献活動(CSR)の一環として無償協力を得られることになっている。これらの民間事業者に登録中の潜在的な有資格者を含め、幅広い層の求職者に情報を届けることが可能」としている。医療機関はG-MISを通じて登録を行う。事業の詳細は(<https://www.mhlw.go.jp/content/000634541.pdf>)まで。

メディアファクス6/10

地域医療構想で感染症対策も議論を

－加藤厚労相、見直し期限再設定も－

加藤勝信厚生労働相は5日午前の閣議後会見で、地域医療構想を推進していく上で今後は感染症対策の観点も十分に織り込んで議論を進めていく必要があるとの考えを示した。新型コロナウイルス感染症の拡大で感染症対策が新たな視点として注目が集まっているとした上で、「大きな課題であり、国民も関心を持っている」と指摘。同感染症への対応で得た知見を生かし、国も協力して地域での議論を進めていくとした。

見直し期限の再設定については、「同感染症への対応に地域の医療関係者も全力で取り組んでいるので、当然それを最優先していただく」と話した。詳細は今後の状況を見ながら、関係者の意見も聞いて時期や進め方を整理していくことになるとした。

●ワクチン接種、21年前半が目標

同感染症のワクチン接種についても聞かれ、「早期の実用化を目指すことから、2021年前半という目標を与党に説明させていただいた」と説明。開発と並行して生産体制の整備を進めていくことが早期の接種につながるとし、「一日も早く国民の皆さまにワクチンを供給できるよう、研究開発されている皆さまと一緒にわれわれも努力していく」と力を込めた。

抗体検査の活用方法に関しては、「体内で作られた抗体がどれくらい持続するか、免疫防御機能と抗体がどのように関係しているかわかっていない」と課題を挙げ、研究をさらに進めることで疫学調査以外の用途も探っていくとした。

メディアファクス6/8